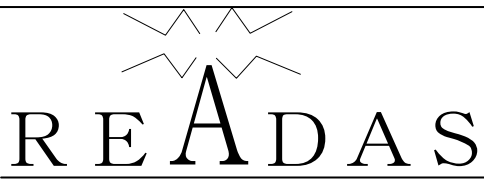


第 5818 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 18日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 相続人の範囲と相続順位

**Q**：相続になった場合、相続人には誰がな  
ってどのような割合で分けるのですか？

**A**：相続とは被相続人の権利義務を承継す  
ることをいい、この権利義務を承継する割合  
は(法定相続分)民法によって定められていま  
すが、相続人間で協議してこの割合を決める  
こともできます。

### 【解説】

「相続」とは、死亡した者(被相続人)に係る  
権利義務を承継することです。

相続人になれる者の範囲と順位は、民法に  
おいて次のように定められており、それ以外  
の者は相続人になることはできません。

第一順位 配偶者と子

第二順位 配偶者と父

第三順位 配偶者と兄弟姉妹

また、権利義務を承継する割合(法定相続  
分)は、次のように定められています(該当者  
が2人以上いる場合は等分します)。

①配偶者と子が相続人の場合

配偶者 1 / 2

子 1 / 2

②配偶者と父が相続人の場合

配偶者 2 / 3

父 1 / 3

③配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者 3 / 4

兄弟姉妹 1 / 4

ただし、実際の遺産分割はこの割合によらず、  
相続人間で協議して決めることができます。

